社会福祉充実残額記載要領

令和８年４月
札幌市保健福祉局監査指導室

目　　次

【共通事項】 …… 1

【個別事項】

1　活用可能な財産の算定 …… 2

2　社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等 …… 2

3　再取得に必要な財産 …… 3

4　必要な運転資金 …… 4

5　計算の特例 …… 4

6　社会福祉充実残額 …… 4

7　現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」 …… 4

8　社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録） …… 4

この「記載要領」は、厚生労働省が提示したものを、札幌市版として一部加筆・削除したものであり、記載に当たっては、それぞれの項目を参照の上、遺漏のないようご注意ください。

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第55条の２の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年１月24日付雇児発0124第１号・社援基発0124第１号・老発0124第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。）に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「３　「再取得に必要な財産」」の「(1)　将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」「一般的１㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2)　大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』（平成29年１月24日付社援基発0124第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。）に定める単価等を用いること。

【共通事項】

- **黄色**のセルについては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- **青色**のセルについては、シート内での**自動転記**又は**自動計算**を行うセルであることに留意すること。
- **赤色**のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。
- **橙色**のセルについては、選択肢から選択すること。
- 各計算の過程において１円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

Ⅰ　活用可能な財産の算定

⑴　**「資産」**欄は法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額が自動転記される。

⑵　**「負債」**欄は法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額が自動転記される。

⑶　**「基本金」**欄は法人単位貸借対照表の「基本金」の金額が自動転記される。

⑷　**「国庫補助金等特別積立金」**欄は法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額が自動転記される。

2　社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

⑴　財産目録における貸借対照表価額

「合計」欄は、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した財産の貸借対照表価額の合計額が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

なお、控除対象の判別に当たっては、事務処理基準の３を参照すること（以下同じ。）。

⑵　対応負債

①　**「１年以内返済予定設備資金借入金」**欄については、法人単位貸借対照表の「１年以内返済予定設備資金借入金」の金額が自動転記される。

②　**「１年以内返済予定リース債務」**欄については、法人単位貸借対照表の「１年以内返済予定リース債務」の金額が自動転記される。

③　**「設備資金借入金」**欄については、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額が自動転記される。

④　**「リース債務」**欄については、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額が自動転記される。

⑶　合計

①　**「対応基本金」**欄については、貸借対照表の「基本金」のうち、「第一号基本金」「第二号基本金」の合計額を入力すること。なお、初期設定では、「Ⅰ.「活用可能な財産の算定」」で入力した「基本金」の額が表示されるため、法人において「第三号基本金」を保有し、当該基本金の額が特定できる場合は、その額を差し引いた額を手入力すること。

②　**「合計」**欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

3　再取得に必要な財産

(1)　将来の建替費用

①　**「財産の名称等」**欄については、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

②　**「取得年度」**欄については、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

③　**「建設時延べ床面積」**欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第４位を四捨五入のこと。）とすること。

④　**「建設時自己資金」**欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。

⑤　**「大規模修繕実績額」**については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を入力すること。なお、過去に大規模修繕を実施していない場合は「0」と入力することとし、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。

⑥　**「減価償却累計額」**欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること。別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

⑦　**「当該建物の建設時の取得価額」**欄については、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

(2)　大規模修繕に必要な費用

①　**「合計額①」**欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

②　**「貸借対照表価額」**欄については、「大規模修繕実績額」に不明と入力した場合に限り、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「貸借対照表価額」が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

(3)　設備・車輌等の更新に必要な費用

「合計」欄は、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した、建物を除く全ての財産の「減価償却累計額」が自動転記されることから、控除対象財産の選択には留意すること。

4　必要な運転資金

「金額」欄については、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を入力すること。

5　計算の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（「３．「再取得に必要な財産」」の「⑷　合計」における「合計」の額及び「４．「必要な運転資金」」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合）は、事務処理基準３の(7)の規定により、２から４までを入力した結果にかかわらず、「２」の「⑶　合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。なお、計算の特例の適用状況を変更する場合には、「６　社会福祉充実残額」の「計算の特例適用」欄から「適用しない」を選択すること。

6　社会福祉充実残額

合計額については、１万円未満を切り捨てること。

7　現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

⑴　「社会福祉充実残額」欄については、「６．「社会福祉充実残額」」の「合計」欄の金額が自動転記される。

⑵　「社会福祉充実計画用財産」欄については、社会福祉充実計画の実施期間中に、当該計画に基づき新たに取得した土地及び建物（基本財産及びその他の固定資産に係るもの）がある場合、当該土地等を取得した年度の次年度から当該計画を終了するまでの間、「貸借対照表価額」の合計額を入力すること。別添の財産目録において、控除対象財産として「△」を選択した、全ての財産の「貸借対照表価額」が自動転記される。

8　社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）

財産目録については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年３月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号）の別紙４の「記載上の留意事項」に記載のとおり、科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、貸借対照表価額欄と一致させることとしているが、本シートについては、計算の簡略化のため、小計欄を設けなくても差し支えないものであること。